

○令和五年／デジタル庁／総務省／告示第二十号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報)

(令和五年六月五日)

(／デジタル庁／総務省／告示第二十号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事 務	情 報
一 令和五年度東京都中央区シルバー応援買物券(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度中央区一般会計補正予算における、東京都中央区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)を含む。)の管理に関する事務	令和五年度東京都中央区シルバー応援買物券の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)に関する情報
二 令和五年度愛知県一宮市電力・ガス・	令和五年度愛知県一宮市電力・ガス・食料

食料品等価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度一宮市一般会計補正予算における、愛知県一宮市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。）、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付

品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

<p>金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	
<p>三 令和五年度山口県光市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度光市一般会計補正予算における、山口県光市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和二年度特別定額給付金等（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和五年度山口県光市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>四 別表上欄に掲げる給付（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下「別表給付」という。）の支給を実施するための基礎とする情報（入</p>	<p>別表給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>

所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務	
--	--

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

別表

給付	予算	市町村
一 令和五年度埼玉県飯能市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金	令和五年度飯能市一般会計補正予算	埼玉県飯能市
二 令和五年度千葉県八街市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度八街市一般会計補正予算	千葉県八街市
三 令和五年度東京都中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度中央区一般会計補正予算	東京都中央区
四 令和五年度神奈川県横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和五年度横浜市一般会計補正予算	神奈川県横浜市
五 令和五年度愛知県東海市低所得世帯緊急支援給付金	令和五年度東海市一般会計補正予算	愛知県東海市
六 令和五年度愛知県岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度岩倉市一般会計補正予算	愛知県岩倉市
七 令和五年度香川県高松市住民税非課税世帯生活支援給付金	令和五年度高松市一般会計補正予算	香川県高松市